

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月18日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令

秋田市火災調査規程（平成20年秋田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「心得」を「責務」に改める。

第3条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 本部指名調査員 調査業務に必要な知識および技術を有する消防職員のうち消防長が指名するものをいう。

第9条に次の1項を加える。

2 消防長等は、本部調査員および本部指名調査員（以下「本部調査員等」という。）を他の業務に優先して調査業務に従事させるよう努めなければならない。

第11条第1項中「本部調査員」を「、本部調査員等」に改める。

第12条の見出しおよび同条第1項中「本部調査員」を「本部調査員等」に改め、同条第2項中「により」を「による」に、「本部調査員」を「本部調査員等」に改める。

第1章第3節の節名を次のように改める。

第3節 調査員の責務

第16条の見出し中「心得」を「責務」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 本部調査員は、調査体制の整備、調査書類作成の進捗管理等の統括を行うほか、組織全体の調査能力向上のため、調査員の教育および研修に関する計画の立案を行うものとする。
- 3 本部指名調査員は、派遣による調査の調査書類を作成するほか、組織全体の調査能力向上のため、調査員の教育および研修を行うものとする。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。